

一般市道八条通（１）の違法放置物件について、道路法第４４条の２第１項の規定に基づき除去し、同条第２項の規定に基づき保管していますので、同条第３項の規定に基づき公告します。

平成２９年６月９日

京都市長 門川 大作

１ 除去した違法放置物件

名称又は種類	形状（単位：mm）	数量
トラベルケース	５００×３２０×３１０	１個
布袋	３１０×２００×３００	１個
手提げ袋	４６０×１５０×２７０	１個
その他	靴下、小毛布等	１式

２ 除去した違法放置物件の放置されていた場所

南区東九条上殿田町５９番

３ 違法放置物件を除去した日

平成２９年６月５日

４ 違法放置物件の保管を開始した日

平成２９年６月５日

５ 違法放置物件の保管場所

南部土木事務所大宮倉庫（下京区塩屋町２８３番２地先）

６ 連絡先

建設局土木管理部南部土木事務所 TEL（０７５）６９１－３１５８

（南部土木事務所）